

2012年10月24日

食品表示法制定について

食品表示を考える市民ネットワーク 神山美智子

1. 食品表示法は、「商品・サービスについて正しく必要な表示をさせる権利」の保護のためのものであるべきである。

理由

今回の表示一元化は、平成22年3月閣議決定の消費者基本計画に基づいているところ、同計画策定の趣旨には、以下のように述べられている。

すべての人は消費者です。生れてから一生を通じ、朝目覚めてから夜眠っている間も一日中、消費者であり続けます。社会で生活していく限り、私たちはあらゆる消費者問題に直面します。消費者の権利は守らなければなりません。多くの人の、何十年にもわたる長年の思いと努力から、平成21年9月1日に消費者庁と消費者委員会が創設されました。初めて、消費者の立場に立つ国の行政機関ができました。消費者が主役となる社会の実現に向け、これまでの施策や行政の在り方を積極的に見直すという意味で、「行政のパラダイム(価値規範)の転換」の拠点として設けられたものです。

正田彬元慶応大学教授は、『消費者の権利 新版』(岩波新書 2010年)において、「**正しく必要な表示をさせる権利**」について、以下のように述べている。

消費者は商品・サービスを購入する場合に、その商品・サービスに付された表示に依存して決定せざるをえない。しかし、そうした商品・サービスの内容・性格・機能についての表示は、すべて売り手である事業者によるものである。したがって、消費者にとっては「商品・サービスについて正しく必要な表示をさせる権利」も重要なものとなる。

商品・サービスの購入という売買契約において、適正な取引を成立させ、消費者の契約意思の内容を確認することになるからである(同書32頁)。

事業者の行う商品・サービスについての「正しく必要な表示」は、消費者が商品・サービスを正確に認識するために行われるものである。消費者に対するサービスとして行われるものではない。消費者の権利に対応する表示義務が、消費者に対して支配的・優越的な地位にある事業者に対して課されるということである(同書33頁)。

2. 食品添加物の表示は原則に戻るべきである。

食品添加物について、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)では、栄養強化の目的、加工除剤、キャリアオーバーを除く添加物はすべて物質名を表示すべきことが定められている。

しかし現実には一括名表示(調味料アミノ酸)、簡略名表示(ポリリン酸ナトリウムもピロリン酸ナトリウムもリン酸塩)が認められている。またβ-カロテンについてカロテン、カロテン色素、カロテノイド、カロテノイド色素などの簡略名が認められており、消費者を戸惑わせている。

3. 消費者を誤認させる表示の禁止を盛り込むべきである。

コーデックス委員会の包装食品に関する規格の一般原則では、虚偽・誤認表示を禁止している。わが国で誤認表示問題は景表法で取り扱われているが、新たな食品表示法においても、この原則を盛り込むべきである。

なお表示には包装への表示のみでなく、宣伝広告も含むべきである。

【問い合わせ】食品表示を考える市民ネットワーク事務局 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207
tel 03(5155)4756 fax 03(5155)4767 [Eメール office@gmo-iranai.org](mailto:office@gmo-iranai.org)

「食品表示を考えるネットワーク」は、2011年11月11日に開催された公開シンポジウム「消費者が考える食品表示一元化」の後、広く消費者の意見を集め消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在、構成団体は、食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／NPO法人食品安全グローバルネットワーク／新日本婦人の会／生活クラブ生協連合会／グリーンコープ共同体／大地を守る会／NPO法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンです。